様式第５－（ロ）－②

**中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書（ロ－②）**

 宇土市長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 |  |
| （申請者）名　　称 |  |
| 代表者氏名 |  |

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格の上昇等により、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定に基づき認定されるようお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |

※表には営んでいる事業のうち指定業種に属するもの（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近１年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

**事業開始年月日**　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

**①　原油等の仕入単価の上昇**（注２）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| $$\frac{Ｅ}{ｅ}×１００-１００=$$ | 指定業種に係る上昇率 | ％ | ≧20％ |
|  |

Ｅ：原油等の最近１か月間における平均仕入れ単価

（　　年　　月）　　指定業種に係る平均仕入れ単価　　　　　　　　　円

ｅ：Ｅの期間に対応する前年１か月間の平均仕入れ単価

（　　年　　月）　　指定業種に係る平均仕入れ単価　　　　　　　　　円

**②　原油等が売上原価に占める割合**（注２）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| $$\frac{Ｓ}{Ｃ}×１００=$$ | 指定業種に係る依存率 | ％ | 全体に係る依存率 | ％ | ≧20％ |
|  |  |

Ｃ：最近１か月の売上原価（　　　　年　　　月）指定業種に係る売上原価　　　　　　　　　　円

全体に係る売上原価 　　　　　　　　　　円

Ｓ：Ｃの売上原価に対応する原油等の仕入額 指定業種に係る仕入額　　　　　　　　　　円

全体に係る仕入額 　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 最近１か月間における全体の売上原価に占める指定業種の売上原価の割合 | ％ | ≧20％ |

**③製品等価格への転嫁の状況**（注３）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| $$\frac{Ａ}{Ｂ} - \frac{ａ}{ｂ} =Ｐ：$$ | 指定業種に係る転嫁の状況 | 全体に係る転嫁の状況 | ＞０ |

Ａ：最近３か月間の原油等の仕入額

（　　　年　　　月　　～　　　年　　　月）　　指定業種に係る仕入額　　　　　　　　　　円

全体に係る仕入額 　　　　　　　　　　円

ａ：Ａの期間に対応する前年３か月間の原油等の仕入額

（　　　年　　　月　　～　　　年　　　月）　　指定業種に係る仕入額　　　　　　　　　　円

全体に係る仕入額 　　　　　　　　　　円

Ｂ：最近３か月間の売上高

（　　　年　　　月　　～　　　年　　　月）　　指定業種に係る売上高　　　　　　　　　　円

全体に係る売上高 　　　　　　　　　　円

ｂ：Ｂの期間に対応する前年３か月間の売上高

（　　　年　　　月　　～　　　年　　　月）　　指定業種に係る売上高　　　　　　　　　　円

全体に係る売上高 　　　　　　　　　　円

--------------------------------------------------------------------------

**認　　定　　書**

宇市商第　　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

注）信用保証協会への申込期間

年 月 日から 年 月 日まで 　宇土市長　元松　茂樹

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |

**裏面あり（注書・留意事項）**

様式第５－（ロ）－②

|  |
| --- |
| （注１）本様式は、指定業種と非指定業種を兼業している場合であって、指定業種及び申請者全体の双方が認定基準を満たす場合に使用する。（注２）上昇率、依存率及び最近１か月間における全体の売上原価に占める指定業種の売上原価の割合が20％以上となっていること。（注３）Ｐ＞０となっていること。（留意事項）①　本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。②　市町村長又は特別区長から認定を受けた日から30日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。 |